

福井県広域捕獲事業業務委託仕様書

1 業務名

福井県広域捕獲事業業務委託

2 業務の目的

本業務は、近年、県内での農作物被害が拡大しているニホンジカ（以下、シカという）において、福井県が主体となって、関係市町と連携した捕獲を実施することによりシカの捕獲を強化し、農作物被害の低減を図ることを目的とする。

なお、効率的な捕獲を実施するため、捕獲業務実施前に、捕獲従事者が高度な猟法の取得を目的とする研修を開催するとともに、捕獲実施区域のシカの生息状況を調査し捕獲作業による被害低減化の効果検証を行うものとする。

3 業務の内容

(1) 高度なシカ捕獲研修業務

本業務の内容は次のとおりとする。

- ① 研修会実施計画の立案
 - ・研修会骨子作成
 - ・講師調整
 - ・研修会会場調整
 - ・研修会実施計画作成
- ② 研修会実施準備
 - ・講師打合せ
 - ・研修会資料作成
- ③ 研修会の実施
 - ・会場設営
 - ・研修会当日運営
- ④ 研修会成果の取りまとめ等
 - ・実施状況整理および報告書作成

【業務の詳細】

① 研修会実施計画の立案

業務の実施に先立ち、受託者は、研修会実施計画を作成し、その内容について委託者監督職員の了解を得ること。実施計画書には、研修会の実施内容、実施方法、安全管理の方法等について具体的に記載すること。

本業務では、誘引餌を用いたわな猟（くくりわなおよびはこわな等）による捕獲技術の研修を広域捕獲業務の実施区域において実施することを想定している。実施する場所については研修の目的を効果的に達成できると考えられる場所を委託者と受託者、関係自治体の協議により決定する。なお、研修会実施計画の内容については、仕様書に基づく他、提案書の内容を漏れなく反映することとする。

② 研修会実施準備

受託者は、研修会資料（シカ誘引わな猟マニュアル等）の作成、受付、研修会の進行、資材の運搬、安全管理等、研修会運営の一切を担うこと。なお、本業務で作成するシカ誘引わな猟マニュアルは、本研修で実施するくくりわなおよびはこわなを用いた誘引捕獲の方法をまとめた内容とし、捕獲従事予定者に対して配布できるよう冊子としてとりまとめること。受託者の宿泊交通費、研修会に使用するくくりわな等の資材・用具類の借用費、資料印刷代（カラー刷り）、保険料、消耗品等については、委託料の中から受託者が負担すること。

③ 研修会の実施

研修会の対象は、広域捕獲事業の担い手となりうる人材を想定する。受講者には必要な保険をかけ、研修において事故が発生しないよう十分に安全を確保すること。

効率的・効果的にシカを捕獲するために必要な高度な知識と技能を習得できるよう、座学研修と実地研修を実施する。実地研修では、くくりわなとはこわなの2種類のわなについて、誘引餌や捕獲関知センサーなどICT機器を用いた捕獲技術について実技研修を行う。

研修会の実施にあたり、受託者は、講師招聘、受付、研修会進行、安全管理等、研修会運営の一切を担うこと。また、研修会を実施する会場の事前調整（土地所有者および管理者等、ならびに地元関係地区への周知を含む）についても、受託者が行うこと。

研修会運営に必要な会場費、研修会に使用する用具類、資料印刷代、保険料、講師への謝礼および交通費等は、委託料の中から受託者が負担することとする。

ア 座学研修

実地研修の参加者らを対象に、実地研修開催までに、シカの生物学的特性（生態、行動）、被害、管理、捕獲技術および捕獲行為に関する法令についての講義を行う。講師は、シカの生態および誘引餌を用いた捕獲技術に関わる研究実績を有する研究者等とし、受託者と協議し決定する。

イ 実地研修

研修会は2会場で2回ずつ開催する。1か所の研修期間は、わなを作動させるまでの事前の誘引3週間程度（誘引作業研修）とわなを作動させ捕獲作業を行う2日間（捕獲作業研修）とする。受託者は、研修会に必要な誘引餌、くくりわな（40個程度）及びはこわな（4基）を準備する。捕獲作業研修では、くくりわなおよびはこわなの2種類のわなによる捕獲技術についての研修を行う。研修会場には通信機能を備えたセンサーカメラを設置したうえで、研修会参加者に撮影映像を閲覧可能とし、誘引および捕獲の状況を共有できる体制を構築することとする。

i) 誘引作業研修の詳細

誘引作業研修では、くくりわな及びはこわなによる捕獲作業研修の開催前に、各会場において3週間程度の事前誘引作業を実施するとともに、受講者を参加させ、誘引技術についての研修を行う。受託者は、期間中毎日、現地会場において、くくりわな設置予定箇所周辺や、設置したはこわな（未稼働）へ餌の交換・補充を行い、誘引状況を記録する。また、受講者が参加する日は、受講者に誘引作業の要点を伝え各種作業を体験させる。誘引餌はヘイクューブなどツキノワグマ等の獣類の嗜好性が低いものを用いる。

ii) 捕獲作業研修の詳細

捕獲作業研修では、誘引餌を用いたくくりわな及びはこわなによるシカの捕獲技術について研修する。

1会場あたりの研修は2回（1回あたり3時間程度）とし、1回あたりの受講者数は20名までとする。

各研修会1日目は、受託者により一連の捕獲作業の流れを説明し、その後、受講者が誘引餌の補充やくくりわなの設置、はこわなのICTセンサーの稼働作業を行う。2日目は、参加者が見回りを行い、シカが捕獲された際には、受託者が保定、止めさし（銃器を用いない方法）、計測、埋設を行う。止めさし時に銃器の使用が必要な場合は、実施地域の自治体が編成する有害鳥獣捕獲隊または鳥獣被害対策実施隊の協力を得ること。また、埋設場所は実施地域の自治体、地元と協議し決定すること。

受託者は、捕獲に従事する者の名簿を取りまとめ必要書類を作成したうえで、速やかに捕獲従事者交付申請を行うものとし、委託者は速やかに捕獲従事者証を交付するものとする。

受託者は、研修中の一連の捕獲行為において事故が発生しないよう十分に安全を確保すること。また、錯誤捕獲が発生した場合は、原則放獣することとし、関係する自治体、県に連絡したうえで適切に対応することとする。

④ 報告書の作成

研修会の開催結果を報告書としてとりまとめて提出すること。報告書には、それぞれの研修について、開催概要（開催日時、開催場所、参加者数等）とともに、捕獲結果、参加者の研修に対する理解度や感想等についても記載すること。また、研修会の実施の様子について、研修会ごとに撮影した写真を写真票としてとりまとめること。

その他、報告書には、本業務で実施した内容を分かりやすくまとめ、研修会で配布した資料等を添付すること。

⑤ 業務遂行上の留意点

ア 業務の実施体制

業務の遂行が円滑・安全になされるよう、専門の知識・資格を有する業務監理者を配置するとともに、現地作業員を監督し、または指示する現地監督員を定めるものとする。

なお、本業務では、実地研修の期間を通して誘引餌の設置や見回り、捕獲個体の処理などを行う必要があり、かつ、研修会実施地の関係者とも十分な連携を持つ必要がある。

したがって、実地研修期間中、業務監理者および現地監督員は福井県内に在住し業務に当たること。

なお、受託者は、業務の実施に際して、業務監理者および現地監督員の名簿（下表に記載した必要な経験・資格等を証明する書類を添付）を予め提出すること。

職 種	人数	必要な経験・資格等
業務監理者	1名	シカ捕獲事業の従事経験や捕獲研修の指導経験を有し、実地研修期間を通して福井県内に在住する者
現地監督員	研修会ごとに1名	シカ捕獲事業の従事経験や捕獲研修の指導経験を有し、実地研修期間を通して福井県内に在住する者

イ 研修会実施上の留意点

- ・本業務における研修会では、シカを捕獲するための実際の猟具を使用することとなる。したがって、研修会実施にあたっては、捕獲行為を行う上で必要な知識と十分な経験を有する者を配置するとともに、関係法令（鳥獣保護管理法、銃刀法等）を遵守すること。
- ・研修会実施にあたっては、事前に研修会実施計画書を取りまとめ、委託者監督職員の了解を得ること。また、研修会実施計画書には、研修会実施内容、実施位置、スケジュール、安全管理体制等を明記すること。
- ・研修会を実施する際には、受講者及び周辺住民等に事故がないよう、事前に関係者に安全教育の受講や安全具の装着などをし、事故の未然防止に努めること。
- ・研修の実施時期は、委託者と協議のうえ決定する。

⑥ 研修業務の履行期限

令和8年9月12日（土）

⑦ 成果物

業務完了時に提出する。

紙 媒 体：報告書 1部（A4版）

電子媒体：報告書等の電子データを収納したCD-R 1部

提出場所：福井県農林水産部中山間農業・畜産課鳥獣害対策室

⑧ 協議事項

資料、報告書の作成にあたっては、必要に応じ福井県と協議し作成するものとする。

⑨ 業務の完了報告

研修業務が終了した時は、速やかに業務完了報告書（別紙様式1）を提出する。

⑩ その他

受託者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。

受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

研修の内容、方法は状況に応じて福井県と委託業者の両者協議のうえ変更することができる。

業務執行にあたっては担当職員と常に密接な連絡をとり、本仕様書に示されていない事項、不明な点等疑義を生じた場合は、監督職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。成果品提出後に不足または不明な点が生じた場合においても、誠意を持って対処することとする。

(2) 生息状況調査業務

本業務の内容は次のとおりとする。

① 業務計画等の提出

業務の実施に先立ち、受託者は、速やかに管理技術者等を定めるとともに、業務計画書を作成し、その内容について委託者監督職員の了解を得ること。業務計画書には、調査の目的、項目、具体的な方法（調査場所、調査時期、調査手法）、工程、実施体制、その他留意点をまとめるものとする。なお、生息状況調査の業務計画の内容については、仕様書に基づくことその他、提案書の内容を漏れなく反映することとする。

② 痕跡調査

- ・ 広域捕獲業務実施区域（鳥獣被害防止特措法に第七条の二に基づく要請書の提出が見込まれる越前市、福井市、越前町、美浜町の区域。以下、同じ。）において、シカの痕跡（角とぎ、食痕、糞痕、足跡等）を調査し、シカの行動範囲を把握する。
- ・ 調査実施メッシュおよび時期は、委託者と協議のうえ決定する。

③ カメラトラップ調査

- ・ 広域捕獲業務実施区域において、カメラトラップ調査を実施する。
- ・ センサーカメラの設置数は、各区域において、シカ、イノシシの空間的な生息状況の変化を評価する上で十分な間隔（概ね1km間隔）を確保できる数とし、設置地点の詳細は委託者と協議のうえ決定する。なお、用いるセンサーカメラは実施区域ごとに、それぞれ20台程度の使用を想定している。
- ・ センサーカメラの設置期間は、各区域において捕獲事業の全実施期間を含む期間とし、詳細は委託者と協議のうえ決定する。
- ・ 定期的に各センサーカメラの記録メディアやバッテリーの交換などのメンテナンスを行い、評価に必要な撮影努力量（カメラ・日）を確保する。

④ 結果分析

- ・ 痕跡調査の内容をとりまとめ、シカの生息状況から、わな設置に適した場所を抽出する。
- ・ 各区域におけるカメラトラップ調査において、シカの撮影回数や撮影頻度指数（RAI）等を地点別、季節別、時間別に算出し、対象獣種の捕獲実施前後の生息状況の変

化等をまとめる。

- ・ R A I 等を算出する際、短時間での同一個体の重複撮影を避けるため、明らかに別個体と判断される場合を除き、一定時間内に同一獣種が撮影された場合は解析から除外する等考慮すること。

⑤ 調査報告書の作成

- ・ 報告書には、調査の概要、調査期間、調査地、調査方法、調査結果、考察（広域捕獲事業への効果検証・評価等）の項目について記述するとともに、必要な図表等を掲載することとする。
- ・ 本業務で撮影されたセンサーカメラの全撮影データ、全撮影映像のデータベース（.xlsx 形式）、撮影地点別の対象獣種の撮影回数、RAI 等の情報を格納したシェープファイル、報告書掲載の図表の画像データ、調査中に撮影した調査地点の写真等、委託者が指定する電子データを添付すること。

⑥ 調査業務の履行期限

令和9年2月12日（金）

⑦ 成果物

業務完了時に提出する。

紙媒体：報告書および実施計画案 1部（A4版）

電子媒体：報告書等の電子データを収納したCD-R 1式

提出場所：福井県農林水産部中山間農業・畜産課鳥獣害対策室

⑧ 打合せ協議

- ・ 業務の着手時に打合せ協議を行うものとする。
- ・ 必要に応じて随時打合せを行うものとする。

⑨ 協議事項

報告書および実施計画案の作成にあたっては、必要に応じ福井県と協議し、作成するものとする。

⑩ 業務の完了報告

委託業務が終了した時は、速やかに業務完了報告書（別紙様式1）を提出する。

⑪ その他

- ・ 調査精度を確保する必要性から、現地調査の調査員はカメラトラップ調査の調査経験者を含むものとする。
- ・ 調査員は、「環境調査中」等の腕章等をして、不審者と間違われぬよう配慮する。
- ・ 調査時に、柵等で囲われた私有地や立ち入りが制限されている地域（国有林等）等へ立ち入る必要がある場合は、事前に所有者または管理者の了解を得た上で、調査を実施するものとする。
- ・ 受託者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
- ・ 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする
- ・ 本業務によりCSF（豚熱）ウイルスが未到達地域に拡散されることを防ぐ必要性から、調査地点間を移動する際は、調査員の靴や着衣、車両等の洗浄・消毒などの適切なウイルス拡散防止措置を図ること。
- ・ 調査の内容、方法は状況に応じて福井県と委託業者の両者協議のうえ変更することができる。
- ・ 業務執行にあたっては監督職員と常に密接な連絡をとり、本仕様書に示されていない

- 事項、不明な点等疑義を生じた場合は、監督職員と協議の上、その指示に従うものとする。
- ・ 成果品提出後に不足または不明な点が生じた場合においても、誠意を持って対処することとする。

(3) 捕獲業務

本業務の内容は次のとおりとする。

- ① 対象鳥獣
シカ

- ② 捕獲方法
わな猟とし、止めさし時のみ銃の使用を認める。

- ③ 捕獲実施期間
令和8年8月11日（火）から令和9年2月12日（金）まで

- ④ 捕獲実施区域
鳥獣被害防止特措法に第七条の二に基づく要請書の提出が見込まれる越前市、福井市、越前町、美浜町の区域であって、生息状況調査（痕跡調査、カメラトラップ調査）によるシカの生息状況にもとづき、最も効果的に捕獲ができると見込まれるエリア

- ⑤ 捕獲経費単価

獣種	上限単価（円／頭）	備考
シカ（成獣）	18,000	
シカ（幼獣）	2,000	
イノシシ（成獣）	18,000	錯誤捕獲の場合
イノシシ（幼獣）	2,000	錯誤捕獲の場合

- ⑥ 捕獲頭数の上限
・ 380頭（シカ、イノシシの合計）（捕獲状況に応じて、委託者と受託者が協議の上、変更する場合がある。）

- ⑦ 法令の遵守および業務の実施体制
- ・ 受託者は、業務の実施に当たり、関連する関係諸法令を遵守しなければならない。
 - ・ 受託者は、業務における業務監理者を定め、委託者に通知するものとする（様式は任意）。
 - ・ 受託者は、近隣で鳥獣の捕獲を行う有害鳥獣捕獲隊、及び鳥獣被害対策実施隊等と安全対策等について十分に協議のうえ、業務を実施しなければならない。
 - ・ 受託者は、業務を実施するに当たり、捕獲従事者に対し安全対策、環境対策、衛生管理、受託者が行うべき地元関係者に対する対応等の指導および教育を行うとともに、業務が適正に実施されるよう、管理および監督をしなければならない。

- ⑧ 打合せ等
- ・ 業務を適正かつ円滑に実施するため、業務監理者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成する。

⑨ 業務計画書の提出および捕獲従事者証交付申請

ア 受託者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成するとともに、監督職員に提出しなければならない。なお、業務計画書には下記の事項を記載するものとする。

なお、捕獲業務実施計画の内容については、仕様書に基づくことその他、提案書の内容を漏れなく反映することとする。

- ・実施場所
- ・業務監理者氏名
- ・捕獲従事者氏名
- ・業務工程表（捕獲準備から捕獲業務終了まで）
- ・連絡体制（緊急時対応を含む）
- ・捕獲手法、捕獲計画、捕獲体制
- ・捕獲業務の規模、回数等
- ・止めさしの方法
- ・関係者（市町、土地所有者、地元区、地元警察等）との連絡調整方法
- ・近隣で鳥獣の捕獲を実施する有害鳥獣捕獲隊および市町から鳥獣の捕獲を行う者として任命された鳥獣被害対策実施隊等との連絡調整方法
- ・安全管理の方法
- ・捕獲した個体の回収処分方法
- ・錯誤捕獲した場合の対応
- ・捕獲情報の収集および評価
- ・使用する機材および許可番号
- ・その他

イ 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

ウ 監督職員の指示した事項については、受託者は業務計画書に関する詳細な資料を提出しなければならない。

エ 受託者は、業務計画書について監督職員の承認を得た後、速やかに捕獲従事者証交付申請を行うものとし、委託者は速やかに捕獲従事者証を交付するものとする。

⑩ 関係官公庁への手続き等

- ・受託者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
- ・受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

⑪ 地元関係者等との交渉等

- ・地元関係者等への説明・交渉等は、委託者または捕獲の実施地区に該当する市町の協力を得て行うこととし、監督職員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者等に誠意をもって接しなければならない。
- ・受託者は、業務の実施に当たり、地元関係者等との間に紛争が生じないように努めるとともに、地元関係者等からの質問、疑義、苦情等に対応するものとし、対応する際は監督職員から承諾を得てから行うものとする。
- ・受託者は、地元関係者等への説明、交渉等を行う場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、交渉等の内容を書面により随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- ・受託者は、業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果の条件として業務を実施する場合は、地元協議等に立会いするとともに、説明資料および記録の作成を行うものとする。

⑫ 土地への立ち入り等

- ・受託者は、業務を実施するために国有地、公有地または私有地に入る場合は、監督職員および地元関係者等と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合は、直ちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。
- ・受託者は、業務実施のため植物伐採、かき、柵等の除去または土地もしくは工作物を一時的に使用する場合は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、当該土地所有者、土地占有者および工作物等所有者の許可を得るものとする。
- ・受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については監督職員と協議により定めるものとする。

⑬ 安全等の確保

- ・受託者は、業務の実施に当たり、捕獲従事者に対し、常時捕獲従事者証を携帯させるとともに、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全の確保に努めなければならない。
- ・受託者は、関係官公庁、自治会、所轄警察署、道路管理者、鉄道管理者、河川管理者等と連絡を密に取り、業務実施中の安全を確保に努めなければならない。
- ・受託者は、業務を実施するすべての捕獲従事者を損害賠償保険等（銃による止め差しを実施する捕獲従事者は1億円以上、その他の捕獲従事者は3,000万円以上のものに限る。）に加入させるとともに、捕獲従事者が使用するわなの設置数は、加入する損害賠償保険等における損害賠償能力の範囲内としなければならない。
- ・受託者は、業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう捕獲従事者等に安全教育の徹底を図らなければならない。
- ・受託者は、業務の実施に当たり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- ・受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- ・受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- ・受託者は、業務箇所に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに、立ち入り禁止を標示しなければならない。
- ・受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公庁等の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- ・受託者は、業務の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に抑えるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては、第三者および使用人等の安全確保に努めなければならない。
- ・受託者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、事故報告書を作成し速やかに監督職員に提出し、監督職員の指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

⑭ 捕獲個体記録用紙の作成

業務の実施により個体を捕獲した場合は、下記の項目を記載した「都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲確認書」（参考様式第1号）を作成するものとする。

- ・捕獲従事者氏名
- ・獣種名
- ・成獣・幼獣別
- ・頭数
- ・捕獲月日
- ・捕獲場所
- ・捕獲方法
- ・捕獲個体の処理の方法

・捕獲個体の写真

捕獲個体の写真は、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認マニュアル」（令和7年4月 農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課）に基づき撮影し、GPS機能付きカメラを使用すること。

⑮ 捕獲証拠品（尾）採取

捕獲したニホンジカおよび錯誤捕獲により捕獲したイノシシについては、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認マニュアル」（令和7年4月 農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課）に基づき、捕獲証拠品（尾）の採取を行うこと。

⑯ 個体の処分

- ・⑭および⑮の業務が終了した後に、埋設、焼却等により適切に処分を行うこととし、放置しないこと。
- ・本業務で捕獲したシカ、錯誤捕獲により捕獲したイノシシおよびその他の有害鳥獣については、市町における捕獲報奨金など、有害獣捕獲事業その他事業における捕獲実績として一切使用してはならない。

⑰ 錯誤捕獲時の対応

- ・錯誤捕獲が生じた場合は、受託者の責任において適切に対応するものとし、イノシシが捕獲された場合は、⑭、⑮および⑯を準用し、適切に対応すること。
- ・シカおよびイノシシ以外の鳥獣については、基本的には放獣を行うこととするが放獣が困難な場合等については、対応を委託者と協議すること。また、ツキノワグマおよびニホンカモシカを捕獲した場合は、遅滞なく委託者へ連絡し、対応について指示を受けること。

⑱ イノシシの錯誤捕獲に対する豚熱（CSF）等防疫措置

「豚熱ウイルス拡散防止のお願い」（福井県）に準じて適切な防疫措置を行うよう努めること。

⑲ 作業記録の提出（状況報告）

ア 当該月分について下記の書類を作成するとともに、シカの捕獲証拠品（尾）について、当該月分を翌月10日までに委託者へ提出すること。ただし、当該月分実績がない場合はこの限りではない。なお、業務終了月分または契約期間満了月分の下記の書類については、業務報告書の提出時に併せて提出すること。

- ・都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲確認書（参考様式第1号）
- ・捕獲個体情報一覧表（参考様式第2号）
- ・錯誤捕獲対応一覧表（参考様式第3号）

イ シカの捕獲証拠品（尾）については、提出日までは受託者において冷蔵庫等に保管すること。提出する場所については監督職員の指示によるものとし、監督職員による確認が終了した捕獲証拠品の処分については、監督職員の指示に従うこと。

⑳ 業務報告書の提出

すべての捕獲作業終了後に、契約後に提出した当初の業務計画書を実績内容に見え消し修正等のうえ、以下のとおり添付資料を作成し、契約期間満了となる日まで提出すること。

【添付書類】

- ・捕獲個体情報一覧表（参考様式第2号）
- ・捕獲位置図（都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲確認書（参考様式第1号）により作成した「捕獲位置図」を全体捕獲位置図として取りまとめたもの）
- ・錯誤捕獲対応一覧表（参考様式第3号）

- ・都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲活動経費の分配方法について（別紙1）
- ・捕獲目標に実績が達しない場合はその理由書（様式は任意）
- ・次年度への提案書（様式は任意）

【提出媒体および部数】

- ・紙媒体（1部）および電子データ（1部）を提出すること。

② 留意事項

【捕獲従事者証の返納】

- ・受託者は、捕獲に関する業務が完了した場合は、効力が失われた日から30日以内に、捕獲従事者証を返納すること。
- ・受託者は、事業が中止された場合、または委託者との契約が解除された場合は、速やかに捕獲従事者証を返納すること。

【その他】

- ・業務の実施に当たり、本仕様書に示されていない事項、不明な点等疑義を生じた場合は、監督職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- ・捕獲確認書、業務報告書の提出後に不足または不明な点が生じた場合は、受託者は誠意を持って速やかに対応すること。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

福井県知事 石田 嵩人 様

住 所 :

法人名または名称 :
代 表 者 名 :

業 務 完 了 報 告 書

- 1 委託事業の名称
「福井県広域捕獲事業業務委託〇〇業務」
- 2 委託事業の実施期間
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 3 委託事業の成果
 - (1) 報告書1部 電子化したもの(CD) 1部
 - (2) その他、発注者が指示するもの